

奄美市告示第170号

令和2年度一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託の一般競争入札に関する公告

令和2年度一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定及び奄美市契約規則（平成18年奄美市規則第41号。以下「規則」という。）第2条の規定により、公告する。

令和元年12月27日

奄美市長 朝山 毅



1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名 令和2年度一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託

(2) 業務地区

ア 第7区 名瀬金久町、名瀬永田町、名瀬久里町、名瀬幸町、名瀬崎原（賀屋地区含む）、名瀬伊津部勝の一部、名瀬小俣町、名瀬真名津町（19番を除く）及び名瀬古田町（2番～7番）

(3) 概要 奄美市内において、指定した地区の排出される家庭ごみ（可燃、不燃、段ボール及び新聞紙その他紙類）の収集運搬を委託する。

(4) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

契約期間の内訳

準備期間：契約締結日から令和2年3月31日まで

（業務習熟期間）

業務期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(5年間)

※本業務について、令和2年度は債務負担行為事業、令和3年度から令和6年度までの間は長期継続契約事業である。準備期間は業務習熟期間とし、委託料の支払いの対象とはしない。

(5) 収集日 月曜日から金曜日まで（ただし、1月1日から1月3日までの日を除く。）

## 2 一般競争入札に参加する者に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 奄美市一般廃棄物収集運搬業務の委託基準を満たしている者

（奄美市一般廃棄物収集運搬業務の委託基準については、奄美市役所名瀬総合支所環境対策課、住用総合支所市民福祉課及び笠利総合支所市民課にて交付）

(2) 奄美市委託業務等に係る指名競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 奄美市より指名停止の通知を受けている期間中でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者でないこと。

(6) 令和元年12月25日（水）に執行した令和2年度一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務委託の一般競争入札において落札した者でないこと。

## 3 一般競争入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たすものに対し、一般競争入札

説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

奄美市名瀬総合支所市民部環境対策課生活衛生係

奄美市名瀬幸町25番8号 電話0997-52-1111 (内線5325)

奄美市住用総合支所市民福祉課市民サービス係

奄美市住用町大字西仲間111番地 電話0997-69-2111 (内線2303)

奄美市笠利総合支所市民課市民サービス係

奄美市笠利町大字中金久141番地 電話0997-63-1111 (内線3040)

(2) 交付期間

令和2年1月6日(月)から令和2年1月16日(木)まで(ただし、土日祝日を除く。)午前9時から午後5時まで

(3) 交付費用 無料

4 一般競争入札参加資格申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、受付期間内において一般競争入札参加資格を申請していない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格申請書

イ 奄美市委託業務等に係る競争入札参加資格を有していることを証明する書類(入札参加資格審査申請書の写し)

ウ 所有するパッカー車の車検証の写し。また、リース車輛に関しては、リース契約書の写し

エ 納付確認申請書兼同意書(入札参加資格審査申請書用)

オ 法人においては、履歴事項全部事項証明の写し。個人においては、住民票謄本(本籍入)の写し

(2) 受付期間

令和2年1月6日(月)から令和2年1月16日(木)まで(ただし、土

日祝日を除く。) 午前9時から午後5時まで

(3) 受付場所 3(1)に同じ。

(4) 提出方法 持参によるものとする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 通知書交付場所 3(1)に同じ。

(2) 通知書交付日 令和2年1月20日(月)

なお、通知書交付日時までに結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) 入札参加資格なしの通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面にて説明を求めることができる。

6 一般競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 一般競争入札手続等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 一般競争入札の日時及び場所

ア 日時 令和2年2月5日(水) 午後2時から

イ 場所 奄美市名瀬幸町25番8号 奄美市役所 3階小会議室

ウ 郵便による入札は認めないものとする。

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、規則第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年2月5日(水) 入札終了後直ちに行うものとする。

イ 場所 7(2)イに同じ。

(5) 落札者の決定方法

規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。(最低制限価格の設定有り。)

(6) 入札の無効

規則第13条の規定を満たしていない入札は無効とする。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、規則第34条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否 要

9 その他 詳細は、入札説明書によるものとする。